

第 号
令和 年 月 日

殿

税務署長
財務事務官

㊟

酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書

製造場等の所在地	
製造場等の名称	

上記の製造場等から移出した酒類に対する酒税及び同税の加算税を更正、決定、賦課決定通知書（次葉）のとおり、更正又は決定及び賦課決定します。
おって、次の点に留意してください。

- 1 この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなりますので、「納付すべき税額」欄の税額及び延滞税を、令和 年 月 日までに、同封の納付書・納税告知書により、金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。
なお、納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 「減少額」欄の税額が既に納付されている場合又は「増加額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、金融機関の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行の各店舗若しくは郵便局窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

区分	本税額（円）	還付金相当 税額（円）	過少申告加 算税額（円）	無申告加算 税額（円）	重加算税額 （円）	摘 要
納付すべき 税 額						
増 加 額						
減 少 額						

- 3 本税と併せて納付すべき延滞税の割合は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります【注1】。具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

本税の額【注2】

課税期間ごとの
納付すべき本税額

×

延滞税の割合【注1】

×

期間（日数）【注3】

法定納期限（延納期限）
の翌日から完納の日まで

=

延滞税の額
【注4】

3 6 5

- 【注1】 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下の割合が適用されます。
- イ 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間
- 納期限の翌日から2月を経過する日まで：年「前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後：年「14.6%」
- ロ 平成26年1月1日以降の期間
- 納期限の翌日から2月を経過する日まで：年「7.3%」と「特例基準割合（※）＋1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後：年「14.6%」と「特例基準割合（※）＋7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 【注2】 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納める必要はありません。また、本税の額が10,000円以上の場合において10,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の金額により延滞税の額を計算してください。
- 【注3】 次葉の「延滞税の日数計算から除外する期間」欄に記載がある場合は、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 【注4】 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納める必要はありません。また、延滞税の額が1,000円以上の場合において100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨ててください。
- 4 この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づき行うものです。

第 号
令和 年 月 日

殿

税務署長
財務事務官

㊞

酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書

製造場等の所在地

製造場等の名称

上記の製造場等から移出した酒類に対する酒税及び同税の加算税を更正、決定、賦課決定通知書（次葉）のとおり、更正又は決定及び賦課決定します。
おって、次の点に留意してください。

1 この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなりますので、「納付すべき税額」欄の税額及び延滞税を、令和 年 月 日までに、同封の納付書・納税告知書により、金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

なお、納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 「減少額」欄の税額が既に納付されている場合又は「増加額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、金融機関の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行の各店舗若しくは郵便局窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

区分	本税額（円）	還付金相当税額（円）	過少申告加算税額（円）	無申告加算税額（円）	重加算税額（円）	摘要
納付すべき税額						
増加額						
減少額						

3 本税と併せて納付すべき延滞税の割合は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります【注1】。具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

本税の額【注2】

課税期間ごとの納付すべき本税額

×

延滞税の割合【注1】

×

期間（日数）【注3】

法定納期限（延納期限）の翌日から完納の日まで

=

延滞税の額【注4】

365

【注1】 延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下の割合が適用されます。

イ 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間

- 納期限の翌日から2月を経過する日まで：年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
- 納期限の翌日から2月を経過した日以後：年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合（※1） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

ロ 令和3年1月1日以後の期間

- 納期限の翌日から2月を経過する日まで：年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
- 納期限の翌日から2月を経過した日以後：年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合（※2） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

【注2】 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納める必要はありません。また、本税の額が10,000円以上の場合において10,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の金額により延滞税の額を計算してください。

【注3】 次葉の「延滞税の日数計算から除外する期間」欄に記載がある場合は、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。

【注4】 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納める必要はありません。また、延滞税の額が1,000円以上の場合において100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨ててください。

4 この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づき行うものです。